

令和2年松前町条例第22号

松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年6月25日

松前町長 岡 本 靖

松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松前町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>第1項第3号の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>町長が家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定は、適用しない。</u></p>

(2) 町長が、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合（前号に該当する場合を除く。）

5 前項第2号に掲げる場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 省略

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を療育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町長が認める乳幼児に対する保育

(5) 省略

（松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年松前町条例第11号）の一部を次のように改正する。

5 前項の_____場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 省略

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合_____

_____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町長が認める乳幼児に対する保育

(5) 省略

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>第1項第3号の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合</u></p> <p>(2) <u>町長が、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合(前号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>5 <u>前項第2号に掲げる場合</u>において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>6～9 省略</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>町長が特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定は、適用しない。</u></p> <p>5 <u>前項の</u> _____ 場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>6～9 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。